

参考条文

刑事訴訟法

第二十条 裁判官は、次に掲げる場合には、職務の執行から除斥される。

第一号から第三号 省略

四 裁判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき。

五 裁判官が事件について被告人の代理人、弁護人又は補佐人となつたとき。

六 裁判官が事件について検察官又は司法警察員の職務を行つたとき。

七 裁判官が事件について第二百六十六条第二号の決定、略式命令、前審の裁判、第三百九十八条乃至第四百条、第四百十二条若しくは第四百十三条の規定により差し戻し、若しくは移送された場合における原判決又はこれらの裁判の基礎となつた取調べに關与したとき。ただし、受託裁判官として關与した場合は、この限りでない。

民事訴訟法

第二十三条 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲げる場合にあっては、他の裁判所の囑託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。

一 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が、事件の当事者であるとき、又は事件について当事者と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の關係にあるとき。

第二号及び第三号 省略

四 裁判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき。

五 裁判官が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあつたとき。

六 裁判官が事件について仲裁判断に關与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に關与したとき。裁判官が事件について検察官又は司法警察員の職務を行つたとき。

特許法

第一百三十九条 審判官は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。

一 審判官又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者若しくは参加人であるとき又はあつたとき。

二 審判官が事件の当事者若しくは参加人の四親等内の血族、三親等内の

姻族若しくは同居の親族であるとき又はあつたとき。

三 審判官が事件の当事者又は参加人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 審判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき。

五 審判官が事件について当事者若しくは参加人の代理人であるとき又はあつたとき。

六 審判官が事件について不服を申し立てられた査定に審査官として関与したとき。

七 審判官が事件について直接の利害関係を有するとき。

弁護士法

第二十五条 弁護士は、次に掲げる事件については、その職務を行つてはならない。ただし、第三号及び第九号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件

四 公務員として職務上取り扱つた事件

五 仲裁手続により仲裁人として取り扱つた事件

六 第三十条の二第一項に規定する法人の社員又は使用人である弁護士としてその業務に従事していた期間内に、その法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であつて、自らこれに関与したもの

七 第三十条の二第一項に規定する法人の社員又は使用人である弁護士としてその業務に従事していた期間内に、その法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであつて、自らこれに関与したもの

八 第三十条の二第一項に規定する法人の社員又は使用人である場合に、その法人が相手方から受任している事件

九 第三十条の二第一項に規定する法人の社員又は使用人である場合に、その法人が受任している事件（当該弁護士が自ら関与しているものに限る。）の相手方からの依頼による他の事件